

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 12 月 11 日

関西圏国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 大阪府の別図 1 の区域

【平成 28 年 4 月より実施】

# 大阪府における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例) 実施地域

別図 1

<凡例>

- 市街化区域のうち工業専用地域を除く全地域で実施
- 市街化区域のうちホテル・旅館の建築が可能な地域（第1種住居地域にあっては、床面積3,000㎡以下）において実施
- 現時点では実施しない地域
- 対象外地域（保健所設置市）

※諸法令及び都市計画による制限を受ける場合がある。

